

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	5
処分の種類	地域医療支援病院の承認の取消			
根拠法令条例等・条項	医療法第29条第3項、第6項			
処分の概要	地域医療支援病院の承認の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】</b> 第29条 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。</p> <p>一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。 二 地域医療支援病院の開設者が第十二条の二第一項の規定に違反したとき。 三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項、第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項の規定に基づく命令に違反したとき。 四 地域医療支援病院の管理者が第十六条の二第一項の規定に違反したとき。 五 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。 六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。 七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。</p> <p>6 都道府県知事は、第三項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			